

3月15日(火)まで会場と郵送で申告受け付け

申告が必要な人

令和4年1月1日に久留米市に住んでいて、次のいずれかに当てはまる人。前回の申告をした人には、2月上旬に申告書と申告の手引きを郵送します。

■令和3年中に事業・不動産所得などがあり、所得税の確定申告をしない人 ■給与所得者で、令和3年中に20万円以下の事業・不動産所得などがあった人 ■勤務先から市に令和3年分の給与支払報告書が提出されていない人 ■国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していて、保険料軽減の算定が必要となる人 ■所得税の確定申告の必要がなく、源泉徴収票に記載されている各種控除の内容を変更しようとする人 ■被扶養者で所得証

明書の発行が必要となる人

令和3年8月大雨災害で被害を受けた人は、雑損控除を受けられる場合があります。

申告に必要なもの

■申告書(会場にも準備) ■マイナンバーカードか通知カード。通知カードの場合、個人番号が記載された住民票の写しなどと運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ■令和3年中の所得を証明できる源泉徴収票や収支計算書など ■所得控除を受けるための書類(生命保険料の控除証明書など) ■医療費控除は、明細書のみで申告できます。事前に医療機関ごとの金額をまとめて作成を。様式は、市民税課や各総合支所窓口にて配布、市ホームページに掲載。

申告方法

会場で申告するか、申告書を市民税課に郵送してください。郵送の場合、証明書類を同封してください。市ホームページで税額の試算や申告書の作成ができます。久留米税務署で、所得税や贈与税、

消費税などの申告相談を受けられます。税務署の申告会場設置期間は、3月31日(木)までの9時から16時です。
◎市民税課(〒830・8520住所記入不要、☎0942・30・9008、FAX0942・30・9753)

申告会場・日時

本庁舎2階くろみホール 2月16日(火)から3月15日(火)までの 平日9時~16時
田主丸・北野総合支所 2月16日(火)から3月15日(火)までの 平日9時~11時30分、13時~16時
三瀬総合支所 2月16日(火)から3月2日(火)までの 平日9時~11時30分、13時~16時
城島総合支所 3月3日(休)から3月15日(火)までの 平日9時~11時30分、13時~16時
コミュニティセンター上津校区会館 2月14日(月)から16日(水)までの9時~16時
筑邦市民センター多目的棟 2月17日(水)、18日(木)、22日(火)の 9時30分~16時
コミュニティセンター高良内会館 2月24日(水)、25日(木)の9時~16時
安武校区コミュニティセンター 2月28日(月)の9時~16時
ふれあい農業公園 3月1日(火)から3日(木)までの9時~16時

第17回久留米植木まつり



1000種類10万本を 展示販売

久留米百年公園で2月4日(金)から22日(火)まで、久留米植木まつりを開催します。市内18の生産者が出店し、ウメやツバキ、かんきつ類の苗木など1000種類10万本を展示販売。入場は無料で、時間は9時から16時30分(最終日は16時)までです。

2年ぶりとなる久留米植木まつりの開催に、副実行委員長で田主丸

町植木販売協会長の林田隆一さんは「昨年、初めての中止を受け残念な思いをしたので、今年はお店者も意気込んでいます。たくさん植木や苗木がそろった貴重な会場全体を楽しんで」と話します。今年、オープニング式典や植木の競り市などのイベントなどはありませんが、期間中は、物産市や土日祝日にニシキゴイの販売も行います。各店舗には無料の緑の相談コーナーを設置。出店者が制作した箱庭を、2月15日(火)まで道の駅ぐるめで展示します。新型コロナウイルスの影響で中止や変更になる場合があります。問い合わせ先に確認してください。

◎久留米植木まつり実行委員会(田主丸総合支所産業振興課内、☎0943・73・2288、FAX0943・73・2288)

令和3年8月大雨災害



住宅被害を受けた人へ 義援金

令和3年8月大雨災害で被害を受けた人へ、市内外から寄せられた義援金を届けます。市に寄せられた義援金は、昨年11月30日時点で672万9999円。県に寄せられたものと合わせて配分します。対象は、発災時に居住していた住宅が床下浸水以上の被害を受けた世帯です。

配分額は半壊被害の場合、1家屋当たり25万円。床上浸水の場合は1世帯当たり5万円、床下浸水の場合は1世帯当たり1万円です。配分方法などは、久留米市災害義援金品配分委員会の審議を経て決定しました。

対象世帯には申請書を郵送

対象世帯には、り災証明の発行状況や被害調査の結果を基に、申

請書を郵送します。必要事項を記入し、返送してください。2月下旬から順次、振り込み予定です。配分決定以降に受け入れた義援金は、追加配分を行います。
◎総務課(☎0942・30・9052、FAX0942・30・9706)



り災証明や被害調査を基に世帯を特定

会場では松や、しだれウメなどの大型庭木も販売

